

## 盛岡市宿泊税システム改修費等補助金交付要領

令和8年3月27日 市長決裁

### (目的)

第1 宿泊税導入に伴う特別徴収義務者の事務負担を軽減し、宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者が宿泊税の導入に係る既存のシステムの改修、新規のシステムの導入、ソフトウェア及びハードウェアの購入等を行う場合に係る経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要領における用語の意義は、次項に定めるもののほか、盛岡市宿泊税条例（令和7年条例第47号。以下「条例」という。）に定めるところによる。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) システム 宿泊料金、宿泊者数等を管理する情報システム、POSレジ及びモバイルPOSレジ

(2) 特別徴収義務者 条例第7条第1項に規定する申告書を市長に提出し、かつ市税を滞納していない者

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、宿泊施設（市内に所在するものに限る。）ごとにおける宿泊税の導入に係る経費であって、次に掲げる経費の合計額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とし、これに対する補助額は50万円を限度とする。

(1) 既存のシステムの改修又は新規のシステムの導入に要する委託料（旅費、飲食費及びリース料を除く。）

(2) ソフトウェアの購入費

(3) ハードウェアの購入費

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

### (補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和8年度の末日とする。この場合において、当該補助の実施期限後に当該補助金に係る事業効果の検証を行うものとする。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 令和8年10月1日時点の全宿泊施設に対し、当該補助金により新規のシステムを導入し、又は既存のシステムを改修した宿泊施設の割合

(2) 当該申請に係る宿泊施設数のうち、宿泊税の期限内納入をした特別徴収義務者に係る宿泊施設数の割合

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表 (第6関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	令和9年2月末日
	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 見積書の写し	1部	
	5 事業内容の分かる書類 (工事図面、所在地図等)	1部	
	6 その他市長が必要と認める書類	1部	
規則第9条 第1項	補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする7日前
規則第9条 第2項	補助事業中止 (廃止) 承認申請書	1部	中止・廃止しようとする日の7日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書	1部	事業完了後30日以内 又は令和9年3月31日までのいずれかの早い日
	2 事業実績書	1部	
	3 補助事業の収支決算書	1部	
	4 領収書の写し	1部	
	5 事業結果の分かる書類 (完成写真、報告書等)	1部	
	6 その他市長が必要と認める書類	1部	
規則第17条 第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通知を受領した日から起算して14日以内